

アトムの広場

しまね原子力広報

2006.3 No.

71

環境放射線結果等のお知らせ

H17年10月から12月まで
原子力発電所による環境
への影響はありません

トピックス

- プルトニウム混合燃料に関する懇談会
- 安全協定の改定

平成18年度第1回

- 原子力関連施設見学会募集

廃物利用で
楽しい工作!
Eco Art

エコロジー・アートを楽しもう

Vol.24

空きビンで水と油の
置物を作ろう



環境放射線調査結果のお知らせ

今期の調査結果を検討・評価したところ島根原子力発電所の影響は認められませんでした。

**空間放射線
線量率**

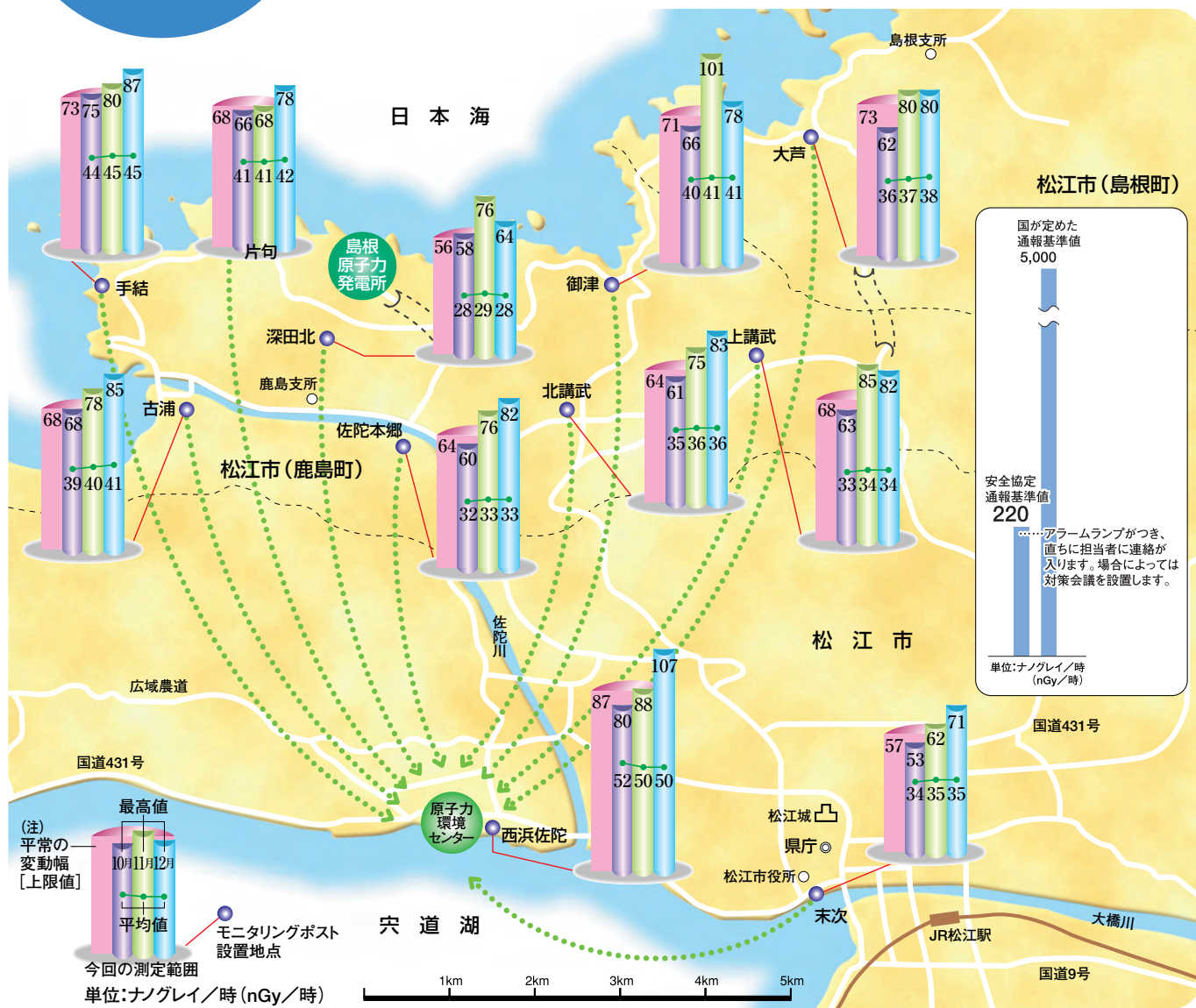
平成17年
10月～12月分

県では、発電所から放出される放射性物質の影響を監視するため、発電所周辺11箇所にあるモニタリングポスト等で、環境放射線を2分間隔で24時間連続監視しています。

下のグラフは、各測定地点で観測された空間放射線線量率の月間の最高値を示しています。測定されたもののほとんどが、自然放射線によるものでした。平常の変動幅を超えた値は、いずれも降水によるものでした。



モニタリングポスト



※テレメータシステムにより原子力環境センターにおいて集中監視をしています。
 (注) 平常の変動幅：H13.4～H15.3までの全データを統計処理した範囲。なお本誌においては、範囲の上限値のみを記載しています。

環境試料中の放射能

第3・四半期測定
計画分(10～12月)

一部の試料から過去の大気圏内核実験などによるものと思われる微量の放射能を検出しましたが、島根原子力発電所の影響は認められませんでした。

●γ線スペクトロメトリーによる分析結果

試料区分	測定結果	平常の変動幅(¹³⁷ Cs)
浮遊塵	ND	ND
陸水(水道原水)	ND	ND～3.7
植物(松葉)	ND	ND～0.05
農産物(大根)	¹³⁷ CsがND～0.06ベクレル/kg(生)検出されました	ND～0.01

試料区分	測定結果	平常の変動幅(¹³⁷ Cs)
農産物(ほうれん草)	ND	ND～0.12
農産物(精米)	ND	ND～0.02
牛乳(原乳)	ND	ND (¹³¹ I)

※「ND」は検出下限値未満を示します。
 ※γ線スペクトロメトリー対象核種～牛乳：¹³¹I、その他の試料：⁵⁴Mn、⁵⁹Fe、⁵⁸Co、⁶⁰Co、¹³⁷Cs

※単位：浮遊塵 μBq/m³、陸水・牛乳・海水 mBq/l、陸土(濃度) Bq/kg(風乾物)、植物・農産物・海産生物 Bq/kg(生)。
 ※平常の変動幅とは、前年度までの過去10年間の検出範囲を示します。



温排水 調査結果の お知らせ

平成17年
10月～12月分

10月の放水口沖（最高）と11月の放水口沖（最低）及び12月の1号機放水口（最高）は高く、12月の輪谷湾・片句（最低）は低かったですが、これ以外の各測定点の水温は、過去10ヶ年の同月水温の観測範囲内（最低～最高）に収まるものでした。

- 取水口（輪谷湾） ● 1号機放水口沖
- 1号機放水口 ● 御津
- 2号機放水口 ● 片句

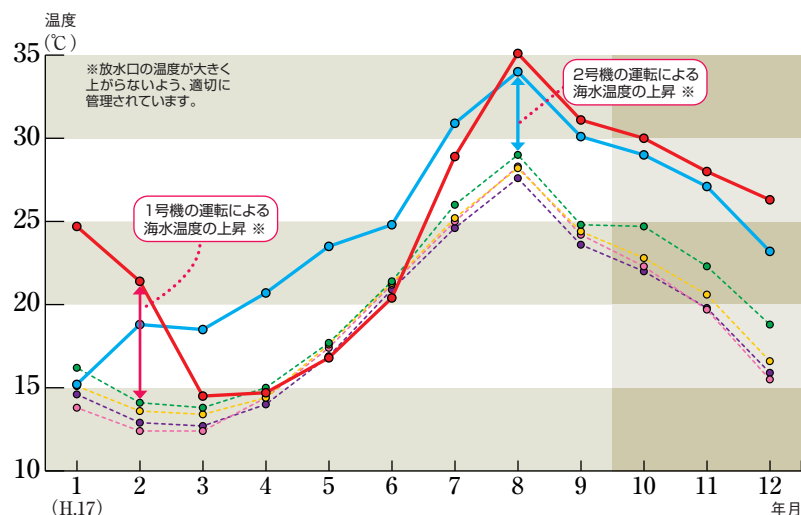
(注1) 温排水とは、原子力発電所で冷却に使われた海水が、取水時よりあたためられて海に排出されるものです。

島根原子力発電所から放出される温排水(注1)の影響を調べるため、島根県と中国電力(株)は、発電所周辺の海域で、水温分布等の調査を実施しています。10月～12月の調査結果では、異常ありませんでした。

沿岸定点の水温

(10月～12月測定)

各測定ポイントの1m層月平均水温

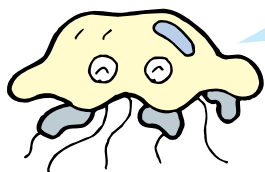


水温の分布状況 (0m層における基準水温との温度差)

(11月2日測定)

水温の分布状況は右の図のとおりでした。

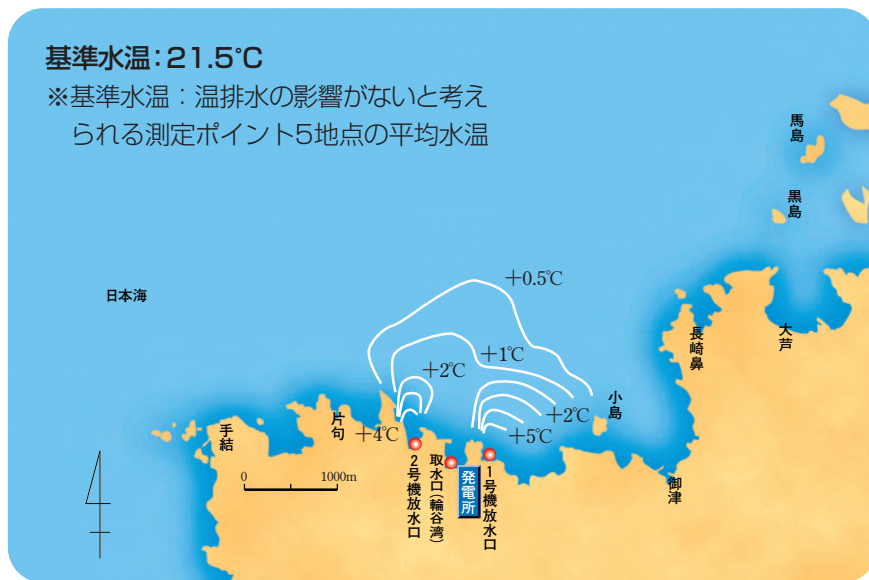
※詳しくは「島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果」(平成17年度第3・四半期)を県立図書館等に配布してありますので、そちらをご覧ください。



出てきた海水の
広がるようすを
調べたよ

基準水温: 21.5°C

※基準水温: 温排水の影響がないと考えられる測定ポイント5地点の平均水温



島根原子力発電所の運転状況メモ

[10月～12月]

※ 1号機 ※
定格電気出力46万kw

- 10月 原子炉定格熱出力一定運転
- 11月 原子炉定格熱出力一定運転
- 12月 原子炉定格熱出力一定運転

※ 2号機 ※
定格電気出力82万kw

- 10月 原子炉定格熱出力一定運転
- 11月 原子炉定格熱出力一定運転
- 12月 制御棒分布変更 (12/23～24)

原子カトピックス

島根原子力発電所周辺環境安全対策協議会(安対協)の開催 (2月8日)

第59回目の安対協が2月8日に松江市内のホテルで開催されました。

この安対協は、島根原子力発電所周辺の環境放射線等の調査結果や原子力発電所の安全性等について県民の皆さんへお知らせすることを目的として設置されています。

当日はこれらの他にも、安全協定の改定、プルサーマル実施の事前了解願いの提出などについて説明がありました。

出席者からは、最近発生した機器の不具合や、安全協定、プルサーマルなどについて質疑がありました



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」の改定について

発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、島根県、鹿島町及び中国電力(株)が締結し、これまでその的確な運用を図ってきた島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(安全協定)に関して、合併後の新松江市からの申し入れを受け改定作業を行っていましたが、改定内容が3者間で合意に達し、平成18年2月2日に改定調印を行いました。

新協定では、旧市町で締結された協定の一本化、発電所が重点的に取り組む事項の明確化、分かりやすい協定の3点を基本的考え方として、次の項目を改定しました。

<主な改定点>

1. 前文

- ・市町村合併に伴い、協定当事者を変更した。

2. 協定第1条(安全確保等の責務)

- ・一層の安全確保を図る上で重要な、品質保証活動の実施及び高経年化対策の充実にを図ることを明確にした。

3. 協定第8条(平常時における連絡)

- ・2を踏まえ、平常時における連絡内容として、これらの実施状況等を追加した。

4. 協定第10条(異常時における連絡)

- ・原子炉等規制法の改正を踏まえ、異常時の連絡対象となる事象を明確にした。

5. 協定第11条(立入調査)

- ・周辺地域住民の代表を、立入調査へ同行させることができる場合の規定を追加した。

6. 協定第12条(適切な措置の要求)

- ・安全確保のための適切な措置を要求する際に、原子炉の停止も含むことを明確にした。

7. 協定第18条(損害の補償)

- ・損害の補償に風評被害も含まれることを明確にした。

(以下全文掲載)



島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(全文)

島根県(以下「甲」という。)、松江市(以下「乙」という。)及び中国電力株式会社(以下「丙」という。)は、丙が松江市に設置する島根原子力発電所(以下「発電所」という。)の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙及び丙は、周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(平成13年10月16日締結)は、廃止する。

(安全確保等の責務)

第1条 丙は、発電所から放出される放射性物質に対する周辺地域住民の安全確保及び温排水その他排水(以下「温排水等」という。)に対する周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守(以下「運転等」という。)に万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実に努めるものとする。

3 丙は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行い、放射線業務従事者の被ばく低減に努めるものとする。

(情報の公開)

第2条 甲、乙及び丙は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

(放射性廃棄物の放出管理)

第3条 丙は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

(核燃料物質等の保管管理)

第4条 丙は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丙は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

(環境放射線等の測定)

第5条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の環境放射線及び温排水等に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2 乙及び丙は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べるができるものとする。

3 甲及び乙は、必要と認めた場合は、丙が行う測定に立ち会うことができるものとする。

4 前項に基づく立会者は、第11条に定める者とする。

5 甲は、測定結果を公表するものとする。

(計画等に対する事前了解)

第6条 丙は、発電所の増設(既存の設備の出力増加を含む。)に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2 丙は、原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第1項第2号に規定する施設をいう。)に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

3 丙は、原子炉を解体しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丙は、甲及び乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

2 丙は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

(保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡)

第9条 丙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第10条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設等の故障関係
原子炉施設等の故障があったとき。
安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
- (2) 放射性物質の漏えい関係
放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
- (3) 放射線被ばく関係
放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
前号の限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。
- (4) その他
核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
発電所敷地内において火災が発生したとき。
島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

2 甲及び乙は、丙に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(立入調査)

第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に掲げる一般職の職員
 - (2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員
- 2 前項の規定により立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれのあるときは、甲又は乙は、周辺地域住民の代表者を同行することができるものとする。
- 3 丙は、第1項の立入調査に協力するものとする。
- 4 第1項の規定により立入調査を行う者及び第2項の規定により立入調査に同行する者は、安全確保のため丙の保安規定その他関係法令に従うものとする。
- 5 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲及び乙は、丙に対して立入調査を行う者（第2項の規定により立入調査に同行する者を含む。）

の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(適切な措置の要求)

第12条 甲及び乙は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、丙に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。

2 丙は、前項の求めがあったときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(教育訓練)

第13条 丙は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。

2 丙は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

第14条 丙は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第15条 丙が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲及び乙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第16条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第6条、第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第17条 甲、乙及び丙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第18条 発電所の運転・保守に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償に当たるものとする。

2 発電所の運転・保守に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丙は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第19条 丙は、甲又は乙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第20条 この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第22条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成18年2月2日

甲 島根県松江市殿町1番地
島根県知事 澄田 信義

乙 島根県松江市末次町86番地
松江市長 松浦 正敬

丙 広島県広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
取締役社長 白倉 茂生



イギリス・フランスの原子力事情

島根県総務部長 **濱田 省司**



原子力発電所等が立地している全国14の道県では、海外における原子力政策や原子力防災対策などについて、共同して定期的に実地調査を行っています。

今回、調査団の一員として平成17年8月31日から10日間、イギリス及びフランスの原子力関係施設等の調査に参加したので、その概要を紹介します。



イギリス

イギリス国内では23基の原子力発電所が運転中で、総発電電力量の約2割を原子力がまかっていますが、これらの原子炉の多くは小規模で旧式のコールドガス冷却炉で占められ、古い時代に運転開始されたものは順次閉鎖されています。

イギリスでは、中西部にある英国原子燃料会社（BNFL）のセラフィールド工場を訪れました。この工場の広大な敷地内には、3年前に閉鎖されたコールドガールホール原発（4基）のほかに、核燃料再処理施設、MOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料製造施設、放射性廃棄物処理施設などが整備され、運営されていました。

イギリス国内の原子炉は、旧式のコールドガス冷却炉が大半を占めていることから、MOX燃料は使用されていませんが、同社では国際的なMOX燃料需要の増加を見込んで1996年にはMOX燃料の加工施設を整備し、現在、ドイツ、スイス及びスウェーデンに供給する契約を結んでいるとのことでした。

同工場の周辺地域では、「西カンブリア地域利害関係者協議会」が組織され、この協議会の場で、同社と地域住民を代

表する地元市長、地方議員、環境検査機関等の代表者などが意思疎通を図っています。地元の地方議員の方々などと意見交換する機会も得ましたが、総じて「同社の施設は地域の貴重な雇用の場となっており、長年の努力の結果、同社と地域との間には成熟した信頼関係が築かれている」との意見が聞かれました。



セラフィールドサイト遠景



フランス

フランス国内では59基の原子力発電所が運転中で、総発電電力量の約8割を原子力が占める世界有数の「原発大国」です。このうち20基ではMOX燃料が使用され、いわゆるプルサーマルについても約20年近い経験を有しています。

フランスでは南部のトリカスタン原子力発電所の広報責任者からプルサーマルを含む住民広報の状況をお聞きしたほか、マルクール地区に立地するMOX燃料工場、フェニクス発電所、さらにはパリ市及び周辺に所在するフランス電力会社

本社、放射性廃棄物管理機構及び経済協力開発機構（OECD）の原子力機関を訪れ、MOX燃料の製造・使用、高速炉の研究、放射性廃棄物管理政策、原子力政策をめぐる国際協調体制などについて調査しました。

調査の中で印象に残ったのは、トリカスタン原子力発電所で10年前にプルサーマルを開始した際には、その利点や安全面への影響などについて、発電所職員が住民の方々から質問を受けたときにきちんと説明ができるように、まずは職員への研修を徹底して行ったという説明を受けたこと、MOX燃料製造工場を運営しているメロックス社の幹部が、同社のMOX燃料の品質管理についておおいに自信を示していたこと、などです。

また、OECDの原子力機関は、欧米・日本を含む主要各国出身の職員で構成されていましたが、彼らとの意見交換の中で、「今後の温室効果ガス（炭酸ガス）排出量削減目標の達成のために、原子力発電が果たすべき役割は大きい」、「MOX燃料の安全面、技術面での課題については対策がとられてきており、今後の課題はむしろ経済効率性の面にあるのではないか」といったコメントがあったことをご紹介しておきたいと思います。



OECD/NEAからの説明

「プルトニウム混合燃料に関する懇談会」 での検討が進んでいます

(前号では、島根原子力発電所2号機でのプルサーマル計画を検討するため、県は県民各界から委員に就任をいただき、この懇談会を設置したことをお知らせしました。)



〔経過〕 その後、昨年12月22日の第2回から今年2月9日の第4回までの計3回の懇談会では、推進又は慎重の各立場の専門家や国の責任者、計6名の方を招いてお話をいただき、必要性や安全性に関する基本的な情報の修得と質疑が行われました。

〔状況〕 国からは、エネルギー政策として安定供給の確保や核物質の平和利用推進の観点などから、プルサーマルの推進が必要であることや、安全確保のための審査の仕組みなどが説明されました。

一方、推進に慎重な専門家からは、経済的リスクがあることなどが説明されました。

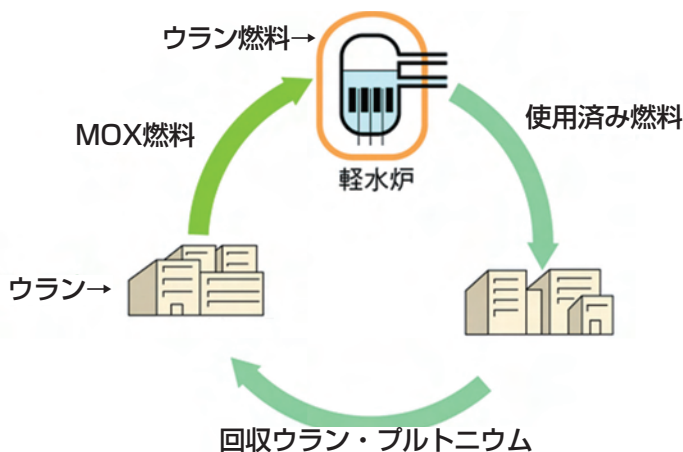
安全性については、懸念を指摘する立場と安全は確保できるとする立場のそれぞれの専門家から、具体的な説明が行われました。

〔県民意見聴取〕 続く、2月23日の第5回懇談会では、公募した10名の県民の皆さんから、賛否両論のご意見をお聴きした後に、検討に当たっての論点整理の議論が行われ、本格的な審議が開始されています。



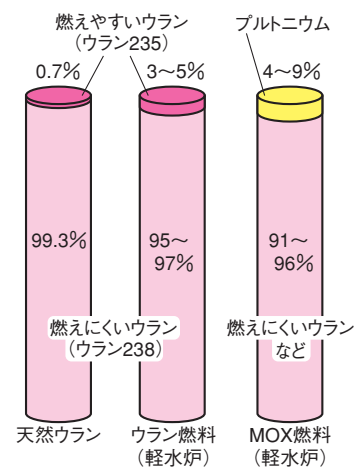
詳細はホームページや県政情報コーナーでご覧いただけます。

プルサーマルによるウラン資源のリサイクル



(出典：原子力・エネルギー2005)

MOX燃料



(出典：原子力2004)

プルサーマルとは…

使用済み燃料から取り出したプルトニウムとウランを混ぜて加工した「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 (MOX燃料)」を、現在の原子力発電所で利用することです。

プルサーマル プルトニウムの「プル」とサーマルリアクター(軽水炉)の「サーマル」を取ってつくられた言葉です。

MOX燃料 使い終わったウラン燃料からプルトニウムを取り出し、燃えにくいウランなどと混ぜてつくった燃料です。
(Mixed Oxide Fuel=混合酸化物燃料)



平成17年度原子力防災訓練の実施結果

昨年11月17日 木曜日 に41機関約6700名の参加により県と松江市の共催で原子力防災訓練を実施しました。今年度の訓練は、各訓練ごとにテーマを設定して実施する「個別訓練」を行いました。今回の最も大きなテーマは、昨年3月31日に合併で誕生した松江市と県との連携の中で住民への情報提供の体制を検証することでした。

訓練の中では発電所のトラブル情報に基づき「参集→情報共有→住民への情報提供」という手順を確認しました。

■初動対応訓練の状況

島根県庁での活動



災害対策本部設置の進言



テレビ会議による連携



プレス発表



住民相談窓口

インターネットによる広報文



7:00	トラブル発生
8:30	参集完了
9:00	住民広報・プレス発表 対策会議 開催
9:45	住民広報・プレス発表
10:00	原災法第10条 通報事象進展
10:10	災害対策 本部設置
第1回 本部会議開催	
11:00	住民広報・プレス発表
11:10	トラブル復旧
第2回 本部会議開催	
11:50	住民広報・プレス発表
12:00	訓練終了

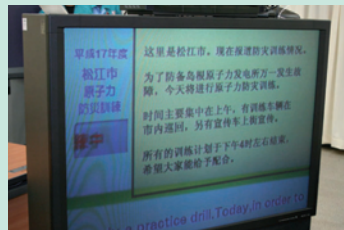
松江市役所での活動



情報の共有



テレビ会議による連携



ケーブルテレビによる住民広報



本部の活動

この他、緊急時モニタリング訓練、緊急被ばく医療訓練、防災ヘリによる要員搬送訓練、住民の避難措置等訓練、学校等の避難措置等訓練、原子力防災研修、原子力防災資機材取扱訓練を実施しました。



緊急時モニタリング訓練



広島大学病院医師の広島
防災ヘリによる搬送



原子力防災資機材取扱訓練

○今回の訓練では、外部評価機関による評価を実施しています。
評価結果や参加者のアンケート集計について、島根県のホームページへ掲載しています。
こちらのホームページ・アドレスへおこしください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/genan/>

平成18年度
第1回

原子力関連施設見学会 参加者募集

開催日：平成18年5月25日(木)

【応募先】

島根県総務部消防防災課 原子力安全対策室 見学会係
〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL.0852-22-5278 FAX.0852-22-5930
URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/genan/>
Eメールアドレス gen-an@pref.shimane.lg.jp

【応募締切】平成18年5月8日(月) 必着

【募集人数】50名(応募者多数の場合は先着順)

※携帯電話の方は、ここからしまね電子
申請サービスにより申し込んで下さい。→



＜注意事項＞

◎ハガキに、住所、氏名(ふりがな)、連絡先電話番号を記入の上、応募して下さい。ハガキ1枚で複数の方の応募をされてもかまいません。なお、電話やFAX、Eメール、電子申請サービスなどでも申し込みができます。

※応募内容の個人情報は、見学会の目的以外に使用することはありません。

◎参加費は無料です。なお、受付場所までの旅費は参加者負担とさせていただきます。また、県庁にお越しの際は、駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

◎昼食は県で用意し、見学会での移動は貸切バスで行います。

◎小学生以下は保護者または学校教員同伴でお願いします。

※先着順に受付を行い、応募者全員に結果をお知らせします。

※見学会応募状況は、随時インターネットホームページでもお知らせいたします。

受付●島根県原子力防災センター 8:40～ 9:00

島根県庁西方向 徒歩3分、島根県職員会館北側

島根県原子力防災センター 9:00～ 9:50

●原子力災害時の応急対策拠点施設見学等
(バスで移動)

中国電力(株)島根原子力館 10:20～10:50

●島根原子力発電所の概要説明
(バスで移動)

中国電力(株)島根原子力発電所 11:00～11:55

(発電所構内をバスの中から見学)

中国電力(株)島根原子力館 12:00～13:00

●昼食、休憩(館内自由見学)
(バスで移動)

島根県原子力環境センター 13:30～15:45

●放射線測定、施設見学等
●質疑応答、アンケート記入
(バスで移動)

島根県庁 16:00 (解散)

廃物利用で
楽しい工作!
Eco Art
エコロジー・アートを楽しもう Vol.24

あ みず あぶら
空きビンで水と油の
おきもの つく
置物を作ろう

用意するもの

- 空きビン(フタ付のもの) ●水 ●油 ●着色料(赤・黄・緑) ●フェルト ●刺繍糸
- はさみ ●ラップ ●セロハンテープ

♥作り方はホームページにのっています♥



「アトムの広場」に関するご意見・ご感想等がありましたら、
島根県原子力安全対策室(下記の宛先)までお寄せ下さい。



シマネスク・島根

アトムの広場

NO.71
2006年
3月発行

編集・発行 島根県総務部消防防災課 原子力安全対策室
〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL (0852)22-5278 FAX (0852)22-5930
URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/genan/>
E-mail gen-an@pref.shimane.lg.jp
平成17年度広報・安全等対策交付金事業で作成しました

